

議 題 1

報道機関 各位

記者発表資料

平成17年11月17日

問い合わせ先：産業展開推進室

担当：本澤 吉田

電話：829-1349

内線：3224

構造改革特区への提案（出入国管理及び難民認定法「投資・経営」 に係る在留資格の緩和）申出について

本市では、海外からの企業誘致活動の推進のため、構造改革特区第8次提案募集へ下記の提案を行いました。

記

1 提案名 出入国管理及び難民認定法の「投資・経営」に係る在留資格の緩和

2 提案内容

出入国管理及び難民認定法で規定される「投資・経営」の在留資格について、市場調査等の事前活動も行えるように緩和する。

3 提案事業

投資・経営に係る在留資格（在留期間は3年又は1年）は、現行では、「貿易その他の事業の経営を開始し、又はこれらの事業に投資してその経営を行おうとする場合」等とされている。

国内に事業所や支社がなく、これから市場調査等をしたうえで進出を図る外国企業の場合は、投資・経営に係る在留資格に該当せず、短期滞在（在留期間は90日、30日又は15日）となってしまうため、十分な調査が出来ないと想定される。

このため、内外からの企業誘致活動を本格的に開始した本市としては、外国企業が、さいたま市への進出を考える場合には、市場調査等十分な事前活動ができるよう、特例として投資・経営に係る在留資格として認めていただくことを提案します。

- (1) 根拠法令等 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）
別表第1の2「投資・経営」の項
- (2) 関係官庁 法務省
- (3) 提案主体 さいたま市
- (4) 提案方法 構造改革特区第8次提案募集
（募集期間：平成17年10月17日～11月16日）
- (5) 提案先 内閣官房構造改革特区推進室

(参考)

- 1 「投資・経営」の在留資格により、本邦において行うことができる活動
（出入国管理及び難民認定法別表第1の2）

本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わってその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。）

- 2 「投資・経営」、「短期滞在」の在留期間
（出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2）

「投資・経営」・・・3年又は1年

「短期滞在」・・・90日、30日又は15日